





3. 入所定員 90名

利用定員

3号認定（0～2歳）	2号認定（3～5歳）	計
45人	45人	90人

4. 入所状況（令和5年10月1日現在）

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
7	16	18	19	22	20	102

5. 職員の状況（令和5年10月1日現在）

園長	主任	副主任	保育士	栄養士	事務員	嘱託医	計
1	1	2	10	2	1	2	19

6. 開所時間及び閉所時間

保育時間

	保育時間	延長保育（別途費用がかかります）
保育短時間	午前8時30分～午後4時30分	午前7時30分～午前8時30分 午後4時30分～午後7時
保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分	午後6時30分～午後7時

※ただし、土曜日は午前7時30分から午後2時00分まで。午後の延長保育は実施しません。

※児童が保育園に慣れるまでの間、「ならし保育」を行います。その間は、通常よりも保育時間が短くなります。

7. 閉園日と自由登園について

閉園日は日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日迄）

自由登園期間は4月1日～3日迄と8月12日～16日迄とします。

8. 費用について

- ・利用者負担額0～2歳児のみ（金額は保護者等の税額に基づき市で決定されます）
- ・給食副食費4,500円（3～5歳児クラスのみ）おかず、おやつ等です。主食のご飯はご持参ください。  
※ 免除対象となる児童には、市より通知が届きます。
- ・毎水曜日は完全給食となりますので、主食のご飯の持参はなく、お米代として月に120円の支払いとなります。以下のものを利用された場合、別途費用がかかります。  
・絵本代や遠足代など    ・写真代    ・延長保育料（30分につき100円）

9. 保育方針

- （1）憲法、児童憲章、児童福祉法等に示されている理念に基づき、乳幼児の人格形成  
全面発達を平等に保障する。
- （2）父母の働く権利と乳幼児の発達する権利を同時に保障する。
- （3）土師保育園を土師地域の子どもを育てる保育センターとして位置づけ、進んで  
保育園の社会化を図る。



10. 保育目標 丈夫でよく遊ぶ子
- ・元気な子ども
  - ・仲のよい子ども
  - ・身のまわりのことができる子どもの育成
  - ・考える子ども
  - ・より広く楽しく遊べる子ども

11. 年間行事予定

月	園行事	月	園行事
4	入園式	10	いもほり、内科検診、給食試食会、防災センター見学
5	さつまいもさし、親子バス遠足	11	七五三参り、歯科検診
6	内科検診、歯科検診、参観日	12	生活発表会、クリスマス会
7	七夕、プール開き、夕涼み会	1	おみせあそび、観劇
8	合宿保育	2	節分、保育参観日、ヤキヤキパーティー
10	運動会	3	お別れ会、なかよし遠足、卒園式

12. 一日の過ごし方

7:30	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6:30	7
登園	朝の会	年齢別	昼食		午睡		おやつ	降園	あずかり		延長保育
	体そう	活動							混合保育		

13. 実施している保育の内容に関する事項

◎特別保育事業

(1) 一時的保育・・・親の多様な就労形態や家族の傷病等のニーズに対応するため、就学前の児童の保育を行っている。

- 内 容 ① 非定型的サービス（週3回平均） ②緊急保育サービス  
③ 私的理由によるサービス

利用料 3才未満児・・・日額 2700円 3才以上児・・・日額 2500円

(2) 乳児保育・・・乳児の生命の安全を保持するとともに、順調な心身の発達の保障を考慮し設備を整備し、保育士の定数も確保している。

◎その他の取り組み

(1) 国際理解教育・・・自国を知ると同時に国際的感覚を幼児期に養うことは、重要なことと考え、外国人との関わりを多くもつようにする。（週1時間）

(2) 土師天満宮太鼓の継承・・・和太鼓の持つ日本的な楽器のよさを感じとらせ、みんなで音を合わせることにより、協調性を養い、伝統的音楽を保存会のメンバーにより習得させようとするものである。



## 保育の理念

社会福祉法人土師福祉会の運営する土師保育園は、児童福祉法に示されている理念に基づき、「保育に欠ける乳幼児の保育」を行います。保育に当たっては、子どものもつ人権や主体性を尊重し、保育園と保護者が連携をとりながら育児を行っていきます。

又、地域社会とも力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行います。なお職員は児童の福祉を積極的に進めるために、児童に対して豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のため、知識の修得と技術の向上につとめます。そして家族援助のために、常に社会性と良識に磨きをかけ、相互に啓発しようとするものです。

## 保育の基本方針

当保育園では、保育方針に基づいた保育目標を掲げ、保育園と保護者が連携をとりながら、育児の補完を行います。

子ども達が保育園で安心して生活できる「養護」と発達に応じた適切援助をする「教育」という観点から一人ひとりの子どもが健全に成長できる環境を用意し、それぞれの子どもの個性と成長発達の状況に応じた保育計画をたて、保育を行っています。

子どものもつ人権を尊重し、プライバシーを保護することはもちろん、子どもや家庭に対してわけへだてなく、保育を行っています。

生命の安全と、情緒の安定を最優先に個々の子どもの心身の発達を尊重し、就学まで身につけることが望ましい意欲、態度や能力を養います。

さらに規則正しい生活習慣を確立する中で、子どもの主体的活動と集団活動とのバランスを図りながら、快適な生活ができるように保育をします。

豊かな人間性をもった子どもを育てるためにベストをつくします。



## 保育目標 子ども像「丈夫でよくあそぶ子」

### 《元気な子ども》

- ・歩く、走る、跳ぶ等、戸外での活動を十分に楽しむ。
- ・健康で十分な発育ができるよう、薄着の習慣を身につける。
- ・運動や休息、栄養をとり規則正しい生活を送り、自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。
- ・くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的に遊ぶ力を育む。

### 《仲のよい子ども》

- ・積極的に遊びや生活ができるようにし、自主協調といった社会生活の基礎となるような態度を養う。
- ・相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。

### 《身のまわりのことが出来る子ども》

- ・食事、排泄、睡眠、着脱衣、清潔などの正しい習慣を繰り返し、自立の芽生えを養う。
- ・身のまわりの簡単なことは、自分で処理する力を育む。

### 《考える子ども》

- ・生活の中で言葉への興味や関心を育て、豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う。
- ・自然の世界に多くふれ、豊かな体験を通して、自分なりに物を見たり、感じたり、考えたりして、豊かな感性と創造性の芽生えを培う。
- ・自然に対する知的興味や関心を育て、思考力・認識力を培い、科学的に観察する力を養う。

### 《より広く楽しく遊べる子ども》

- ・地域の老人会との交流を通して、先人達の知恵、苦勞等を知り、意欲的に伸びようとする力を養う。
- ・地域の文化を知り、それを伝承しようとする気持ちを育てる。当地の天満宮の太鼓を学び、それを継承しようとしている。
- ・外国人の指導による英会話を通して、国際理解を体得し、世界の中の日本を知る。

